

資格審査事項に変更があった場合の手続き（変更届の提出について）

下表左欄に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに下表右欄に掲げる書類を添付の上、変更届を提出してください。郵送による提出も可能です。

変 更 事 項	添 付 書 類
1 商号又は名称	①商業登記簿抄(謄)本(法人の場合) 写しも可 ②委任状(営業所等に委任している場合)
2 所在地 (1)本社の場合	①商業登記簿抄(謄)本(法人の場合) 写しも可 ②委任状(営業所等に委任している場合)
(2)委任をしている営業所等の場合	○委任状
3 代表者	①商業登記簿抄(謄)本(法人の場合) 写しも可 ②委任状(営業所等に委任している場合)
4 内部受任者氏名	○委任状
5 内部受任者職名	○委任状
6 電話番号及びFAX番号	〈添付書類は不要〉
7 総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書	○総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し 注)定期的に審査を受け最新の通知書の写しを提出してください。
8 建設業許可における廃業、業種追加、一般・特定の区分変更(変更のない更新は含まない)	○許可通知書又は登録通知書の写し 注)変更前後の許可内容を記載してください。
9 建設コンサルタント登録部門の変更 補償コンサルタント、地質調査業、不動産鑑定の新規登録	①登録又は抹消を証する書類の写し ②登録を証する書類の写し
10 組織変更 (1)法人組織化(経営の同一性を失わない場合のみ) (2)その他の組織変更	①商業登記簿抄(謄)本(法人の場合) 写しも可 ②株主調書 ③許可(登録)通知書又は証明書の写し 注)許可登録が申請の要件になっていないものを除く。なお、これ以外の書類を必要とする場合もあるので、事前に照会してください。
11 廃業(資格の要件たる許可・登録の失効を含む)	○廃業届等の写し
12 委任先の変更	①営業所及び委任関係一覧表 ②委任状
13 新規委任	①営業所及び委任関係一覧表 ②委任状
14 合併、会社分割等	○事例により対応が異なりますので事前にご相談ください。
15 会社更生手続き開始 民事再生手続き開始	①開始決定書の写し ②商業登記簿抄(謄)本(法人の場合) 写しも可 ③総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
16 技術者集計一覧表	①技術者経歴書 ②技術者集計一覧表 注)変更時のすべての職員について記載してください。

※ 申請書の指定様式はありませんので、任意の様式を使用してください。

※ 人名、商号又は名称には、必ずフリガナをふってください。

※ 委任状提出上の注意

(1) 新たに営業所等への委任を行う場合は、営業所等の長への委任の内容として、見積・入札・契約の締結・代金の請求及び受領の全ての権限を委任していることが必要です。

(2) 委任状の委任期間は変更日から資格の有効期間の最終日となります。

※ 総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の有効期限について

総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書は、有効期限が審査基準日から1年7月間に限られていますので、有資格業者として認定された方は、契約可能期間が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受けてください。